

店頭外国為替取引説明書（添付付属書類を含む。）新旧対照表

| 旧（変更前） | 新（変更後） |
|--|--|
| (表紙) FXTF GX 取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 <u>2021年12月</u> | (表紙) FXTF GX 取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 <u>2022年4月</u> |
|  ゴールデンウェイ |  ゴールデンウェイ |
| 店頭外国為替取引説明書 本体 | |
| (新設) | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">店頭デリバティブ取引に係るご注意</div> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 5px; text-align: center;">(店頭外国為替証拠金取引について)</div> <p>○ 本取引は、<u>金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている</u> <u>店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪</u> <u>問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）</u></p> <p>※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請に よるものであることを改めてご確認ください。</p> |

○ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。

○ お取引の内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR
(注 2) 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

[
 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
 一電話番号 0120-64-5005 (フリーダイアル)]

(注 1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合。
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高を お持ちのお客様の場合。
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合。

(注 2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

店頭外国為替証拠金取引 取引説明書

(中略)

本説明書では、金融商品取引法第2条第22項第1号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引である「FX取引」について説明します。

(中略)

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 「デリバティブ取引」のリスク等重要事項について | 1 |
| 2. 金融商品取引業者のデリバティブ取引行為に関する禁止行為 | 5 |
| 3. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先 | 6 |
| 4. 当社の苦情処理措置について | 6 |
| 5. 当社の紛争解決措置について | 7 |
| 6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要 | 7 |
| 7. デリバティブ取引の概要 | 10 |
| (1) デリバティブ取引の概要 | 10 |
| (2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い | 11 |
| (3) お客様の同意を得て行うべき事項 | 13 |
| (4) 課税上の取扱い | 13 |
| 8. FXTF GX 取引要綱 | 13 |
| 9. 通貨関連店頭デリバティブ取引用語集 | 22 |

店頭外国為替証拠金取引 取引説明書

(中略)

本説明書では、金融商品取引法第2条第22項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引である「FX取引」について説明します。

(中略)

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 「デリバティブ取引」のリスク等重要事項について | 1 |
| 2. 金融商品取引業者のデリバティブ取引行為に関する禁止行為 | 5 |
| 3. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先 | 6 |
| 4. 当社の苦情処理措置について | 6 |
| 5. 当社の紛争解決措置について | 7 |
| 6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要 | 7 |
| 7. デリバティブ取引の概要 | 9 |
| (1) デリバティブ取引の概要 | 9 |
| (2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い | 10 |
| (3) お客様の同意を得て行うべき事項 | 11 |
| (4) 課税上の取扱い | 11 |
| 8. FXTF GX 取引要綱 | 12 |
| 9. 通貨関連店頭デリバティブ取引用語集 | 21 |

(中略)

4. 当社の苦情処理措置について

(中略)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の相次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

(中略)

5. 当社の紛争解決措置について

(中略)

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次の通りです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

- 1) 商号 ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社 (Goldenway Japan Co. Ltd.)
- 2) 業種 第一種金融商品取引業

投資助言・代理業

(中略)

4. 当社の苦情処理措置について

(中略)

(削除)

(中略)

5. 当社の紛争解決措置について

(中略)

(削除)

6. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

- 1) 商号 ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社 (Goldenway Japan Co. Ltd.)
- 2) 業種 第一種金融商品取引業

投資助言・代理業

| | | | |
|--------------------------|---|-------------------------|---|
| 3) 登録番号 | 関東財務局長（金商）第 258 号 | 3) 登録番号 | 関東財務局長（金商）第 258 号 |
| 4) 本店所在地 | 〒108-0073 東京都港区三田 2 丁目 11 番 15 号 | 4) 本店所在地 | 〒108-0073 東京都港区三田 2 丁目 11 番 15 号 |
| 5) 設立年月日 | 2006 年 6 月 14 日 | 5) 設立年月日 | 2006 年 6 月 14 日 |
| 6) 資本金 | 1 億円（2021 年 3 月現在） | 6) 資本金 | 1 億円（2022 年 3 月現在） |
| 7) 主要株主 | FXTF ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド（FXTF Holdings Pte. Ltd.）（100%） | 7) 主要株主 | FXTF ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド（FXTF Holdings Pte. Ltd.）（100%） |
| 8) 主な事業 | インターネットを介したオンライン店頭デリバティブ取引の提供 | 8) 主な事業 | インターネットを介したオンライン店頭デリバティブ取引の提供 |
| 9) 兼業業務 | 通貨関連店頭デリバティブ取引専業（2021 年 3 月 31 日現在） | (削除) | |
| 10) 加入している協会又は認定投資者保護団体等 | 一般社団法人 金融先物取引業協会（会員番号：1570 号） 一般社団法人 日本投資顧問業協会（会員番号：012-02639 号） | 9) 加入している協会又は認定投資者保護団体等 | 一般社団法人 金融先物取引業協会（会員番号：1570 号） 一般社団法人 日本投資顧問業協会（会員番号：012-02639 号） |
| 11) 沿革 | 2006 年 6 月 エフエックスフォー・ジャパン株式会社設立（東京都港区虎ノ門）。 2006 年 11 月 本店を港区六本木に移転。 2007 年 3 月 金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第 174 号）。 2007 年 4 月 営業開始（GFT 社の IB として媒介業務）。 2007 年 9 月 第一種金融商品取引業者登録（関東財務局長（金商）第 258 号）。 2007 年 10 月 サクソ銀行のホワイトラベル業者として相対業務へ移行。 2008 年 5 月 FXTrade Pte を割当先とする第三者割当増資実施（増資後資本金 1 億 6850 万円）。 2008 年 7 月 FX FOUR HOLDINGS LIMITED が保有する全株を FX トレード・ホールディングス合同会社（旧合同会社ティー・アンド・オー。「FXT LLC」と略称。）が取得、更に第三者割当増資 81.5 百万円（増資後資本金 2 億 5000 万円）を引受け、FXT LLC が経営権取得。 | 10) 沿革 | 2006 年 6 月 エフエックスフォー・ジャパン株式会社設立（東京都港区虎ノ門）。 2006 年 11 月 本店を港区六本木に移転。 2007 年 3 月 金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第 174 号）。 2007 年 4 月 営業開始（GFT 社の IB として媒介業務）。 2007 年 9 月 第一種金融商品取引業者登録（関東財務局長（金商）第 258 号）。 2007 年 10 月 サクソ銀行のホワイトラベル業者として相対業務へ移行。 (削除) (削除) |

| | |
|----------|--|
| 2008年8月 | 社名を株式会社 FX トレード・フィナンシャルへ変更、本店を港区芝へ移転。 代表取締役社長に鶴泰治就任。 |
| 2008年9月 | FXTTrade Pte が保有する全株を FXT LLC に譲渡、FXT LLC が当社を完全子会社化。 |
| 2008年10月 | FXT LLC を割当先とする第三者割当増資 2 億円実施(増資後資本金 4 億 5000 万円)。 24 時間取引可能な【高速 FX】サービス、即時入金サービス、当日出金サービスを開始、同時に日興シティ信託銀行での全額信託保全を開始するなど、ビジネスモデルを全面リニューアル。 |
| 2009年3月 | 財務健全化を目的に累損一掃のための減資 2 億円（減資後資本金 2 億 5000 万円）を実施、同時に FXT LLC を割当先に第三者割当増資 1 億円実施（増資後資本金 3 億 5000 万円）。 |
| 2010年1月 | 改正内閣府令に対応した顧客区分管理信託方式に移行するため信託保全先を日興シティ信託銀行から DB 信託株式会社に変更。 |
| 2010年7月 | 株式会社マットキャピタルマネージメントとの共同開発により売買支援サービス「マット FXTF 方程式」をリリース。 |
| 2010年8月 | 親会社 FXT LLC を合同会社から株式会社に形態変更。 |
| 2010年8月 | BO 取引【HIGH・LOW】サービスの取扱開始。 |
| 2010年9月 | FX 自動売買取引【オート FX】サービスの取扱を開始。 |
| 2011年4月 | 当社イメージキャラクターに小倉優子さんを起用。 |
| 2011年5月 | FXTF アフィリエイト・プログラム開始。 |
| 2011年6月 | 法人向け外国為替取引サービスを開始。 |
| 2011年8月 | 【FXTF MT4】サービス開始。 |
| 2011年9月 | 【FXTF MT4】専門の Expert Adviser (EA) 「MT4i」開始。 |

| | |
|----------|--|
| 2008年8月 | 社名を株式会社 FX トレード・フィナンシャルへ変更、本店を港区芝へ移転。 代表取締役社長に鶴泰治就任。 |
| (削除) | |
| 2008年10月 | (削除) |
| (削除) | 24 時間取引可能な【高速 FX】サービス、即時入金サービス、当日出金サービスを開始、同時に日興シティ信託銀行での全額信託保全を開始するなど、ビジネスモデルを全面リニューアル。 |
| 2010年1月 | 改正内閣府令に対応した顧客区分管理信託方式に移行するため信託保全先を日興シティ信託銀行から DB 信託株式会社に変更。 |
| (削除) | |
| (削除) | 2010年8月 BO 取引【HIGH・LOW】サービスの取扱開始。 |
| (削除) | 2010年9月 FX 自動売買取引【オート FX】サービスの取扱を開始。 |
| (削除) | 2011年4月 当社イメージキャラクターに小倉優子さんを起用。 |
| (削除) | 2011年6月 法人向け外国為替取引サービスを開始。 |
| (削除) | 2011年8月 【FXTF MT4】サービス開始。 |

| | |
|----------|---|
| 2011年12月 | FXTrade Pte. Ltd. (シンガポール) が FX トレード・ホールディングス株式会社が保有する当社株式 550 万株を取得。 |
| 2012年1月 | 【HIGH・LOW】スマートフォン取扱開始。 |
| 2012年3月 | 【HIGH・LOW MAJOR】サービス開始。 |
| 2012年5月 | 当社イメージキャラクター、小倉優子さん出演のTVCM 開始。 |
| 2012年12月 | 本店を港区三田に移転。 |
| 2013年2月 | チャートパターン自動検出ツール「オートチャーティスト」取扱開始。 |
| 2013年3月 | 投資支援ツール「FXTF 未来チャート」取扱開始。 |
| 2013年7月 | フォレックス・マグネイト東京サミット 2013 において「ベスト・バイナリー オプションブローカー」受賞。 |
| 2013年9月 | 投資助言・代理業 登録。 |
| 2013年10月 | バイナリーオプション専用サイト 開設。 バイナリーオプションの日 登録。 |
| 2013年11月 | 投資助言・代理業 開始。 BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】ラダーバイナリー サービス開始。 FXTF HOLDINGS Pte. Ltd (シンガポール) が FXTrade Pte. Ltd. (シンガポール) の保有する当社株式 550 万株を取得。 |
| 2014年1月 | FX自動売買取引【オート FX】を【FXTF ミラートレーダー】に名称を変更。 |
| 2014年2月 | BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】レンジバイナリー サービス開始。 |
| 2014年7月 | BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】タッチバイナリー サービス開始。 【FXTF ミラートレーダー】スマートフォン取扱開始。 |
| 2014年8月 | ホームページ全面リニューアル(PC、スマートフォン) BO 取引【FXTF バイナリー・トレード 1000】サービス開始。 |
| 2014年10月 | BO 取引【FXTF バイナリー・トレード 1000】スマートフォン開始。 |

| | |
|----------|--|
| (削除) | |
| (削除) | 2012年3月 【HIGH・LOW MAJOR】サービス開始。 |
| (削除) | 2012年12月 本店を港区三田に移転。 |
| (削除) | 2013年7月 フォレックス・マグネイト東京サミット 2013 において「ベスト・バイナリー オプションブローカー」受賞。 |
| 2013年9月 | 投資助言・代理業 登録。 |
| 2013年10月 | (削除) バイナリーオプションの日 登録。 |
| 2013年11月 | BO 取引【HIGH・LOW】【HIGH・LOW MAJOR】サービス終了。 BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】ラダーバイナリー サービス開始。 |
| (削除) | |
| 2014年1月 | FX自動売買取引【オート FX】を【FXTF ミラートレーダー】に名称を変更。 |
| 2014年2月 | BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】レンジバイナリー サービス開始。 |
| 2014年7月 | BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】タッチバイナリー サービス開始。 (削除) |
| 2014年8月 | (削除) BO 取引【FXTF バイナリー・トレード 1000】サービス開始。 |
| (削除) | |

| | |
|----------|--|
| 2014年12月 | 店頭外国為替証拠金取引【らくらく FX】サービス開始。 |
| 2015年4月 | 店頭外国為替証拠金取引【らくらく FX】スマートフォン取扱開始。 |
| 2015年6月 | 店頭外国為替オプション取引バイナリーオプション【バイトレ1000】サービスの取扱終了。 |
| 2015年7月 | BO取引【FXTF バイナリー・トレード】ペイアウト金額1000円 サービス開始。 投資支援ツール「FXTF 未来チャート」スマートフォン取扱い開始。 FX取引【FXTF MT4】1000通貨コース 取扱い開始。 |
| 2015年8月 | FX自動売買取引【FXTF ミラートレーダー】にヘッジファンドストラテジーを追加 |
| 2016年3月 | 信託保全先をドイチエ信託株式会社から日証金信託銀行株式会社に変更。 |
| 2016年4月 | 当社イメージキャラクターに小島瑠璃子さんを起用。 一般社団法人日本ブロックチェーン協会(JBA)の設立に参画。 一般社団法人 仮想通貨ビジネス勉強会の正会員に参加。 |
| 2016年7月 | FX取引【高速 FX】取扱終了。 |
| 2016年9月 | 「イオン銀行」と「セブン銀行」をクイック入金の提携先金融機関に追加。 ブラウザ版MT4【FXTF MT4 ウェブトレーダー】取扱を開始。 |
| 2016年10月 | 【FXTF MT4】CFD銘柄「日経225先物、NYダウ先物、WTI原油先物、金」の価格配信 |
| 2016年11月 | FX取引【らくらく FX】取扱終了。 FX取引【FXTF ミラートレーダー】取扱終了。 |
| 2017年2月 | ビットトレード株式会社に資本参加（出資比率14.9%） |
| 2017年5月 | ビットトレード株式会社をグループ会社化（出資比率25%）し、ビットコイン事業に本格参入。 |

| | |
|----------|--|
| 2014年12月 | 店頭外国為替証拠金取引【らくらく FX】サービス開始。 |
| (削除) | |
| 2015年6月 | 店頭外国為替オプション取引バイナリーオプション【バイトレ1000】サービスの取扱終了。 |
| (削除) | |
| 2016年3月 | 信託保全先をドイチエ信託株式会社から日証金信託銀行株式会社に変更。 |
| 2016年4月 | 当社イメージキャラクターに小島瑠璃子さんを起用。 一般社団法人日本ブロックチェーン協会(JBA)の設立に参画。 一般社団法人 仮想通貨ビジネス勉強会の正会員に参加。 |
| 2016年7月 | FX取引【高速 FX】取扱終了。 |
| (削除) | |
| 2016年11月 | FX取引【らくらく FX】取扱終了。 FX取引【FXTF ミラートレーダー】取扱終了。 |
| 2017年2月 | ビットトレード株式会社に資本参加（出資比率14.9%） |
| 2017年5月 | ビットトレード株式会社をグループ会社化（出資比率25%）し、ビットコイン事業に本格参入。 |

2017年9月 ビットトレード株式会社が仮想通貨交換業者として関東財務局に登録。

2018年5月 実質的な経営権がFXTrade Pte. Ltd. Singapore からUpper Joyful Limited, に異動。
新経営体制発足。

2018年11月 ビットトレード株式会社の非関連会社化。

2018年12月 実質的な経営権がUpper Joyful Limited, からGoldenway Investments Holdings Limited に異動。

2019年2月 代表取締役に吳一帆就任。

2019年4月 ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社に商号変更。

2019年6月 代表取締役社長に吳一帆就任。

2020年3月 財務戦略の観点から柔軟な資本政策の実現等を確保するため、減資 2億5000
万円（減資後資本金1億円）を実施。

2020年4月 イメージキャラクターに山本舞香さんを起用。

2020年7月 BO取引【FXTF バイナリー・トレード】取扱終了。

2020年7月 法人向け外国為替取引サービスを終了。

2021年9月 FX取引【FXTF GX（エフエックスティーエフ ジーエックス）】サービス開始
現在に至る。

(中略)

8. FXTF GX 取引要綱

(中略)

2017年9月 ビットトレード株式会社が仮想通貨交換業者として関東財務局に登録。
(削除)

2018年11月 ビットトレード株式会社の非関連会社化。
(削除)

2019年1月 代表取締役に吳一帆就任。

2019年4月 ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社に商号変更。

2019年6月 代表取締役社長に吳一帆就任。
(削除)

2020年4月 イメージキャラクターに山本舞香さんを起用。

2020年7月 BO取引【FXTF バイナリー・トレード】取扱終了。

2020年7月 法人向け外国為替取引サービスを終了。

2021年9月 FX取引【FXTF GX（エフエックスティーエフ ジーエックス）】サービス開始
現在に至る。

(中略)

8. FXTF GX 取引要綱

(中略)

16. カバー取引

当社では、お客様のFXTF GXでの取引によって発生するポジションは、直ちにカバー取引を行い、為替変動リスクが発生しないよう管理しています。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項」に記載されている通りです。

16. カバー取引

当社では、お客様のFXTF GXでの取引によって発生するポジションは、お客様の注文が約定後、直ちに最も取引条件の良いカバー先に、システムによる自動発注によりカバー取引を行い、為替変動リスクが発生しないよう管理しています。また、緊急時にはマニュアルによるカバー取引を行える体制としております。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「デリバティブ取引に共通するリスク等重要事項」に記載されている通りです。

17. FXTF GXに関する注意事項

(中略)

- ② 【FXTF GX】取引システムでは、両建て取引が可能です。但し、「両建て」は、同一通貨ペアの売建と買建を同時に保有する各々の取引は独立した取引となるため、お客様にとってスプレッドが2重に発生するなど経済合理性に欠くため当社ではお奨めしていません。

17. FXTF GXに関する注意事項

(中略)

- ② 【FXTF GX】取引システムでは、両建て取引が可能です。但し、「両建て」は、同一通貨ペアの売建と買建を同時に保有する各々の取引は独立した取引となるため、お客様にとってスプレッドが2重に発生する、スワップポイントにより逆ザヤが生じることなど経済合理性に欠くため当社ではお奨めしていません。